

小規模企業共済

■掛金の全額所得控除による節税額

課税される 所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			加入後の節税額(=a-b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円	281,200円
1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	52,400円	157,300円	367,000円

■共済金の受取り「一括受取の例」

☆ 掛金月額が10,000円の場合 例えば、掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	● 掛金納付月数に応じて、 掛金合計の80%~120% 相当額がお受け取りいた だ けます。掛金納付月数が、 240か月(20年)未満の場合 は、掛金合計額を下回り ます。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

- ※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときは、変更されることもあります。
- ※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額及び契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。
- ※3 解約手当金の税法上の取扱いについては、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、及び法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。

資料請求等

FAX番号: 0191-46-3568

送付先: 平泉商工会 行き

事業所名	
代表者名	
所在地	
電 話	()

※ご記入いただきました上記の氏名、住所等につきましては、
小規模企業共済の加入推奨以外の目的には使用いたしません。

小規模企業共済制度について (いずれかに○印を付けてください)

- | | |
|----------|------------------|
| 1. 加入したい | 3. 制度の詳しい説明を受けたい |
| 2. 増額したい | 4. 制度の案内を送ってほしい |

この方向に入れてください。